

議案第2号

文化財の県指定等について

文化財の県指定等について、別紙のとおり提出します。

平成24年10月19日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

【県指定保護文化財の指定】

平成24年9月6日開催の鳥取県文化財保護審議会で、指定することについて答申された下記文化財について、鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、鳥取県指定保護文化財に指定する。

名 称	所在地	員 数
せきぞうだいにちによらいごぞう 石造大日如来坐像	倉吉市	1 軀



石造大日如来座像（像高 60.1cm、安山岩一石造）

〈文化財的価値〉

現在、大日寺本堂脇壇に安置されている胎藏大日如来坐像。平安時代後期（11～12世紀）の作風を示している。

頭部は、ふくよかな両頬、伏し目がちな両眼が配されており、欠損が多いものの、大分県・臼杵石仏の大日如来像（平安時代後期）頭部に共通する感覚が示されている。

また、腰を絞り、膝幅をゆったりととっており、衣文の彫りは浅く、ほぼ等間隔に彫られている。木造、石造の古仏の集まる大日寺に伝わった、全国的にも珍しい平安時代の石造大日如来像としてその価値は高く評価される。

【県の記録作成等を講ずべき無形の民俗文化財の選択】

平成24年9月6日開催の鳥取県文化財保護審議会で、選択することについて答申された下記文化財について、鳥取県文化財保護条例第29条第1項の規定に基づき、鳥取県の記録作成等を講ずべき無形の民俗文化財に選択する。

名 称	所在地
はなごまつり 花籠祭	鳥取市、八頭町、智頭町



花籠（負い花） 智頭町芦津



花籠の奉納 智頭町芦津



ヤナギの頒布 八頭町大江



花籠（担ぎ花） 八頭町大江

〈文化財的価値〉

鳥取市河原町・用瀬町・佐治町、八頭郡八頭町・智頭町にかけて広く分布する、花籠をつくって神社に奉納する祭礼。花籠とは竹を細く割ったひごに五色の色紙を巻き付けた造花（ヤナギ）を、竹で編んだ目籠に挿したもの。ヤナギは祭礼の後、氏子に頒布され、人家の屋根に投げ上げ、疫病や火難除けのまじないとする。

県東部の山間地域に広く見られる行事であるとともに、数村にまたがる祭礼がみられること、花籠の奉納者に通過儀礼（成人儀礼）の要素がみられる点で貴重な無形民俗文化財といえる。

【県指定保護文化財の指定解除】

平成24年9月6日開催の鳥取県文化財保護審議会で、指定解除することについて答申された下記文化財について、鳥取県文化財保護条例第5条第1項の規定に基づき、鳥取県指定保護文化財から指定解除する。

名 称	所在地	指定年月日
<small>もくぞう ざ おうごんげんりゅうぞう</small> 木像蔵王権現立像	三朝町	平成15年9月5日

<指定解除理由>

三徳山正善院（三朝町）所蔵の蔵王権現立像は、平成24年3月9日に同院において発生した火災により、同像が安置してあった本堂を全焼。

その後の鳥取県文化財保護審議会美術工芸部会による現地調査及び審議において、焼け跡から発見された焼損断片が蔵王権現立像であることが確認された。当該焼損断片が炭化し著しく原形をとどめておらず、本県の彫刻史上特に意義のある資料としての価値を滅失したことから、指定解除を行う。